

被爆69周年原水爆禁止世界大会スローガン

〈メインスローガン〉

核も戦争もない平和な21世紀に！

くり返すな原発震災！ めざそう！脱原発社会

〈サブスローガン〉

- ①子どもたちに核のない未来を！
- ②安心して暮らせる福島を取り戻そう！ 子どもたちを放射能から守ろう！
- ③許すな再稼働！ 止めよう再処理！ めざそう！脱原発社会
- ④エネルギー政策転換！ 持続可能なエネルギー利用を増やそう！
- ⑤武力で平和はつukれない！ いかせ憲法9条！
- ⑥非核三原則の法制化を！ 東北アジアに平和と非核地帯を！
- ⑦ストップ オスプレイ全国飛行訓練！ 沖縄に米軍基地を押しつけるな！
- ⑧ストップ プルトニウム！ 核兵器廃絶へ！
- ⑨全てのヒバクシャの権利拡大！ 被爆者、二世・三世に国家補償を！

被爆69周年原水爆禁止世界大会基調

1. はじめに

原水禁世界大会開催に先立つ7月1日、安倍内閣は「集団的自衛権行使容認」の閣議決定をおこない、「戦争をできる国」をめざす解釈改憲へと踏みだしましたが、さらにそれを実際に可能とする日米ガイドラインの改定や自衛隊法、周辺事態法の改正へと進もうとしています。戦後一貫して守り抜いてきた憲法の平和主義を、根底から変える愚行を決して許してはなりません。「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」には、武力を持って対応することを明確に規定したものです。日本は、憲法の平和主義の下、一度として他国に銃を向けることなく、侵略戦争と植民地支配の歴史から、平和国家の歩みを明確にし、世界の信頼を作り上げてきました。しかし、安倍首相は、先の戦争責任を歪曲し、あらたにアジア諸国と争い、銃を向け、自らの安全を保障しようとしています。「満蒙は日本の生命線」と主張し国益を守るとして始められた先のアジア・太平洋戦争は、アジア諸国に2000万人、日本で310万人とも言われる犠牲者を生み出しました。そして、戦争はヒロシマ・ナガサキの原爆投下という惨事を以て終結しました。私たちは、決してその事実を忘れてはならないのです。9条や前文の「平和的生存権」に体现された憲法の平和主義を守る運動を強めなければなりません。

数の力に頼り、国家の利益を優先しそのことに個人を従わせようとする多くの施策が、安倍政権によってつくられています。戦争する国づくり、そして教育をゆがめ戦争する人間づくりがすすめられようとしています。戦後70年を目前にして、「平和か、戦争か」が鋭く問われています。原水禁大会の原点に返って「平和」を希求する熱い運動が、まさに私たちに求められています。

2. 核廃絶に向けて

(1) オバマ政権と核軍縮

ストックホルムの国際平和研究所(SIPRI)は、2014年の年次報告書において、世界の核弾頭数は1万6300発で、昨年度より930発の減少と発表しました。減少数は主に米ロのものであり、同研究所はこの削減数は「核保有国が核兵器を断念しようとする真剣な取り組みを示唆するものではない」という極めてきびしいコメントを載せています。

2009年の核なき世界を求めた「プラハ演説」から5年、オバマ米大統領は、ロシアとの間で2018年までに配備済み戦略核弾頭数を各1550発とする新戦略兵器削減条約(新START)を成立させるとともに、さらなる削減を呼びかけるなど意欲的姿勢を示してきました。しかし、国内においては核戦力の維持を目的とした研究を続けてきました。「核なき世界」の主張に、疑問符がつくような現状でもあります。オバマ政権にいつわりのない核軍縮の実行を迫らなければなりません。

北大西洋条約機構(NATO)は、非核兵器国には核攻撃をしないという「消極的安全保障」の導入について合意し、加えて域内の戦術核の削減の議論もおこなっています。背景には、旧東欧諸国を含めた欧州連合(EU)の発展による領土紛争や政治的対立の縮減・解消があります。このような取り組みを歓迎するとともに、その拡大への運動展開に努めなくてはなりません。他方、核軍縮の前進のためには、ウクライナ、シリア・イラク、パレスチナ等の軍事紛争の平和的な解決が必要です。

核開発へ強硬路線を選択していたアフマディネジャド政権から穏健派のロハニ政権に移行したイランは、NPT加盟の核保有国5カ国およびドイツと「ウラン濃縮などの核開発の縮小することを基本に、制裁を部分的に解除する」ことを基本にした協定を結びました。相互不信の対立的構図から、オバマ大統領の言う「重要な第一歩」に踏み出したことは評価できます。しかし、イスラム世界と対立する核保有国イスラエルのネタニヤフ首相は、「イランに一定の核開発を容認する合意」であり「歴史的な誤り」だとして、強く反発しています。2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議において確認された、1995年NPT再検討・延長会議の「中東決議」を履行する「中東非核・非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議」の「2012年開催」は、開催の調整もつかずに2015年NPT再検討会議を

迎えることとなっています。中東の非核・非大量破壊兵器地帯化は核拡散防止・核軍縮にとって不可欠です。2015年のNPT再検討会議に向けて、真剣な議論の展開が求められます。

東北アジアにおいても非核化への道はきびしいものがあります。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、3度の核実験を実施し、弾道ミサイルなどの開発にも意欲的です。SIPRIの年次報告書によると、北朝鮮の核兵器数は6～8発となっており、核弾頭の小型化にも成功しているとも言われています。北朝鮮は、すでに、確固たる核保有国の地位を確立したと主張しています。中東と同様に、東北アジアにおいても非核地帯構想を現実化する対話の環境は整っていません。核廃絶への対話のテーブルもなく、対立の中で「核抑止」という理念の肥大化が進んでいます。

（2）プルトニウム問題と核拡散

NPT成立以降、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮と核保有国は9カ国に増加しています。核爆弾の原料であるプルトニウムは、原子力発電技術と再処理技術の普及の中で、その拡散は世界の脅威となっています。米国は、9.11同時多発テロ事件以降、テロリストによる核物質利用を脅威として極めて現実的にとらえ、2010年の4月、「核セキュリティーサミット」を提起し、2014年までに3回開催してきました。NPT体制下での最重要課題のひとつが「プルトニウム問題」であることは、国際的にも共通の認識となっています。米国は、再三プルトニウムの増加とその取り扱いに懸念を示しています。2014年3月末にオランダのハーグで開催された第3回「核セキュリティーサミット」では、「高濃縮ウランと分離プルトニウムの保有量を最小化する」との共同声明が採択されました。NPT加盟国の非核保有国で唯一使用済み核燃料の再処理を行っている日本は、総理ステートメントにおいて、高濃縮ウランや分離済みプルトニウムのような「核物質の最小化に取り組んでいきます」と述べ「『利用目的のないプルトニウムは持たない』の原則を堅持する」と明確に表明しています。また、日米首脳共同声明では、「プルトニウムの最小化のために何ができるかを各国に検討するよう奨励」しています。核廃絶の運動にコミットするすべての組織は、使用済み核燃料の再処理、つまり、プルトニウムの分離をこれ以上させないという課題に強い関心を寄せるべきです。

このような取り組みの拡大が、核兵器廃絶に向けて求められていることはもちろんですが、核不拡散条約（NPT）の枠組みにある核保有国の核兵器削減への具体的取り組みが重要です。とりわけ未臨界実験等による核兵器の維持・近代化の凍結、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准・発効を行い、核分裂性物質の生産禁止（カットオフ）条約交渉の前進を図るべきです。

2013年10月21日、国連総会第一委員会において、ニュージーランドを提案国に125カ国が参加して「いかなる状況においても核兵器が再び使用されないことが人類の生存にとって利益である」とする「核兵器の非人道性と不使用を訴える共同声明」が、日本も参加して採択されました。被爆国でありながら、米国の核抑止力の下にあるとする日本は、これまで同趣旨の声明への参加を2度見送り、平和市長会や私たち反核NGOの大きな批判を浴びることとなりました。日本の同声明への参加は評価できますが、しかし、一方でオーストラリアなど米国の核抑止の下にあるとする17カ国とともに「核兵器を禁止するだけでは廃絶できない」「人道の議論と安全保障の議論の両方が重要」とする決議にも賛同しています。被爆国日本は、核兵器の法的禁止をめざす「外交プロセス」に積極的に参加し、非人道性に基づく「核兵器の不使用」から「核兵器の法的禁止」の流れを促進すべきです。

第二次大戦後、国家間の対立から局地的に戦争が続いてきました。核兵器の保持が戦闘行為の抑止に繋がらないことは明らかです。破滅的な核戦争の危険をはらむこととなります。経済的社会的つながりの強化を基本においた緊張緩和への外交努力が軍縮と平和を呼び込むことは、欧州連合の実情からも明らかです。「共通の安全保障」へ向けた土台作りに着手すべきです。日本は、歴史認識問題などにおいて狭隘なナショナリズムを振りかざし、中国や韓国などと政治的・経済的摩擦を繰り返しています。平和構築に向けては、アジア圏域、ひいては環太平洋地域における互惠と相互扶助の考えにたった経済的結びつきの強化をめざし、その中で共同体への志向を強めていく努力が、「共通の安全保障」への近道であり、唯一の道だと考えます。アジア諸国との関係改善こそが、この地域の非核化を可能にすると考えられるべきです。

2015年のNPT再検討会議へ向けた準備会合が2014年5月に開催されました。NPT加盟国内には、インド・パキスタン・イスラエルなどNPT非加盟の核兵器保有国が増えている中で、核保有国が核兵器を独占しその削減に真摯

に対応しない状況に不満が噴出してきています。核兵器の非人道性をめぐる国際世論の高まりの中で、核保有国への批判、核保有国・非保有国間の軋轢が高まりつつあります。核実験場があったマーシャル諸島共和国は、2104年4月、核兵器保有国9カ国に対し軍縮交渉の開始を求めて国際司法裁判所へ提訴しました。核兵器禁止条約や不使用の共同声明など、法的措置も求めるべきとする声が強まっています。

韓米両国は2014年3月に期限切れを迎えた「韓米原子力協定」の改訂に向けての議論で合意に至らず、一応これまでの協定を2年間延長することで決着を見ました。韓国は、事実上核保有国である北朝鮮と、NPT加盟の非核保有国の中であって唯一「原発の生み出す使用済み核燃料の再処理」つまり「プルトニウム」に固執し、現在国内外に45トン（長崎型原子爆弾にして5,500発以上）ものプルトニウムを抱える日本の間であって、米国が日本に認めている使用済み核燃料の再処理の権利を、韓国にも認めるよう米国に要求しています。パク・チョンヒ（朴正熙）政権の時代に、核開発を試みたとされる韓国に対して、核セキュリティサミットを開催し、核拡散を最も懸念する米国は、南北朝鮮は「核処理施設とウラン濃縮施設を保有しない」とした「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」に基づき北朝鮮の非核化を求める方針への影響も考慮し、韓国の要求をはねのけ「新韓米原子力協定」の締結を先送りにしました。

日本の45トンのプルトニウムは、福島原発以降の日本の原子力発電の現状から言うと、軽水炉でウランとプルトニウムを混合したMOX燃料を利用する計画の先の見通しはまったく立っていません。米国からは、「使用しないのなら再処理すべきではない」との声が聞かれ、周辺諸国からは「日本のプルトニウムは軍事的脅威」との声も聞かれます。

前述の通り、2014年3月の「核セキュリティサミット」では、「プルトニウムの最小化」が日米共同宣言に盛り込まれました。発表後、茂木経産大臣は「六ヶ所の再処理計画を縮小の方向で見直す」としています。

私たちは、①大量のプルトニウムを抱える日本が、潜在的核保有国との懸念を与えていること、②原発政策が少なくとも福島原発事故以降縮小の方向であり、MOX燃料でのプルトニウム利用の将来性が不透明であること、③核燃料サイクルの重要な要素である高速増殖炉開発が破綻していること、④プルトニウムの毒性や高速増殖炉の冷却材（ナトリウム）の危険性など、再処理工場及び高速増殖炉からなる核燃料サイクル計画は、軽水炉を越える危険性を持つことなどから、核燃料サイクル計画＝プルトニウム利用政策からの撤退を求めてきました。

加えて、現時点での東北アジアの核をめぐる課題を考えると、日本がプルトニウム利用計画から撤退することが、①韓国の再処理要求を拒否する正当な理由となる、②核開発を行う北朝鮮との対話の醸成と核開発からの撤退を促す条件をつくることになると考えます。北朝鮮の核開発が、敵対国である米国の核と圧倒的軍事力を意識したものであることは間違いありません。これまで日本は、日米安全保障体制の中、米国の核の傘の下であって、先制不使用や消極的安全保障への主張をおこなうことはありませんでした。しかし、米・中・ロの核保有国3国に挟まれた日本と朝鮮半島2国の地政学的状況を考えるならば、プルトニウム利用からの脱却と先制不使用と消極的安全保障を主張し、米国の傘の下からはずれるという、日本の勇気ある方針転換が、私たちが求める東北アジアの非核地帯構想をより具体的にすることになるでしょう。

NPTが1960年代における政治軍事情勢の中で成立したことを考えると、NPTの①核軍縮・核兵器廃絶、②核不拡散、③核の平和利用という基本的な考え方は、並立することなく複雑に影響しながら核拡散の状況を作り出しています。核の平和利用として核の技術とプルトニウムを世界に拡散しつつ、核兵器廃絶と核不拡散を訴えるというNPTの基本的なあり方自体が、40年後の今日では世界の脅威をつくりつつあります。

私たちは、このような視点も含めて、①世界が脱原発と自然エネルギーを志向すること、②軍事用、商業用を問わずプルトニウムの生産を直ちに中止すること、③「核抑止」の幻想を脱して、先制不使用・消極的安全保障を確固たるものとし、人道的視点も含め核保有国における「核兵器使用禁止」の合意を形成すること、④その上で核兵器廃絶のロードマップを核保有国全体の責任で示すことを求めて運動の展開を図ることが重要です。2015年NPT再検討会議へも、このような視点からとりくみます。

3. 原子力政策の根本的転換と脱原子力に向けて

(1) 安倍政権の原子力推進政策に反対し、福島原発事故の対応に全力を

日本の原発・48基が全て停止した状態で、この夏の電力需要のピーク期を乗り切ることになりました。政府は

節電を訴えてはいますが、数値目標を定めることなく、これまでの電力危機キャンペーンは影を潜めています。一方で、安倍政権は、福島第一原発重大事故が3年以上経過した今なお収束しておらず、未だに約13万人の福島県民が県内外で避難生活を余儀なくされているにもかかわらず、4月11日に「エネルギー基本計画」を閣議決定し、原発を重要なベースロード電源と位置づけ、原発の再稼働や再処理、もんじゅ開発を含めた核燃料サイクルの推進、原発輸出など以前の原発推進政策に回帰し、既存の原発の再稼働にやっきになっています。民主党政権が、福島原発事故の反省と世論に押されて「2030年代原発稼働ゼロ」とした脱原発政策を、国民的な議論もないままひっくり返しました。しかし、福島県町村議会議長会や町村会は6月総会で福島第二原発の全基廃炉を特別決議し、「一刻も早い事故収束と事故前の平穏な日常を取り戻すのが最大の願い」だと訴えています。国民世論の多くは原発再稼働に反対や危惧の念を示し、脱原発を求めている現実があります。福島原発事故の惨禍に学ぶこともなく、世論に耳を傾けることのない安倍政権の危険な「おごり」は、決して許すことはできません。

この夏以降、福島原発事故への対応と川内原発の再稼働が大きな焦点となります。東電救済にならないようにと採用された凍土遮水壁工事は海側トレンチで凍結できない状況が続くなど行き詰まっています。東京電力は昨年度末決算で黒字になりましたが、損害賠償費・除染費・汚染水対策費などを国が肩代わりしているからにすぎません。事実上の破産状態を、国民の税金等で補填しながら、資金投入をし、柏崎刈羽原発の再稼働を進めることなど許すことはできません。石原復興担当大臣の「金目でしょう」発言は、「金」の力で強引に原子力政策、事故収束を進めてきたこれまでの「原子力村」の金権体質・利権体質を具現しているものです。福島原発事故の反省がどこにあるのかと疑問を感じるほど、被災地の民意をないがしろにするものです。今政治に必要なのは、「金」の力をもって原発再稼働や核燃料サイクルの維持をしようとするのではなく、本気で福島原発事故の収束や廃炉問題など山積する課題への対応に全力をあげることです。脱原発への運動にとって、安倍政権が進める原子力推進政策や地方をないがしろにする「金権政治」に対決しなくてはならない重大な状況にあると言えます。

(2) 川内原発再稼働阻止へ

再稼働については、現在原子力規制委員会が九州電力・川内原発1、2号機（鹿児島）を優先して進め、7月16日に審査報告書を発表しました。今後、パブリックコメントや住民説明会（県内5カ所）などを経て、自治体同意（鹿児島県知事は県と地元・薩摩川内市のみの同意でよいとしています）へと進めるものとみられています。9月議会または臨時議会（全員協議会）において、地元同意をはかり、運転再開は秋季以降と見られています。川内原発をめぐる再稼働の問題は、無責任体制にあります。規制委員会の田中俊一委員長は、基準の適合性を審査しただけで「安全とは申し上げない」と述べ、原発の安全性の責任を回避しました。また、「避難計画は規制の範囲外で審査では評価していない」との立場を示しました。一方、安倍首相は、「規制委員会が安全だという結論が出されれば再稼働を進めていきたい」と責任を規制委員会に押し付けています。自治体も「国が安全と言えれば再稼働を認める」として、国に責任を押し付けています。それぞれが責任を押し付けあい、無責任な状態のまま再稼働が強行されようとしていることに大きな問題があります。

一方で、5月21日に、関西電力・大飯原発3、4号機の運転の差し止めを求めた訴訟で、福井地裁は原告・住民の訴えを認める、画期的な判決を下しました。原発事故が起きた場合に生ずる事態を人格権に対する侵害であるとし、そのような具体的な危険が万が一でもあれば原発の運転を止めると判断しました。福島原発事故後の正式訴訟の判決としては初めての判断であり、これまでのもんじゅ名古屋高裁判決、志賀原発金沢地裁判決に続く3例目の住民勝訴の画期的判決でした。司法が原発とその立地が抱える具体的な危険性を深く認識し、福島第一原発事故の重大性を踏まえ、住民の生命を守り生活を維持する権利を根幹とする「人格権」の侵害を理由に差し止めの結論を導きだしたものです。また、これまでに4原発で5回も基準地震動を超える地震動が襲ったことを挙げて大飯3・4号でも基準地震動を超える危険があると結論づけ、今後各地の脱原発訴訟や再稼働の論議に大きな影響を与えるものとなっています。鹿児島県では福井判決を受けて川内原発の運転差し止め訴訟が提訴され、想定地震および地震動の過小評価が争われています。

しかし、政府は「原子力規制委員会によって新規性基準に基づく適格審査が終了した原子力発電所から再稼働を進める」との姿勢を崩さず、原子力規制委員会も司法の判断とは別として審査をすすめ、7月16日に九州電力川内原発の報告書を提出しました。今後同様に順次審査を進めるとしています。安倍政権は、その原子力規制委員会の中で審査に厳しい注文を付けている委員を、推進姿勢の強い委員に差し替えるなど、原発推進のためには人

事にまで介入し、なりふり構わぬ再稼働強行の姿勢を示しています。大飯原発判決を真摯に受け止める姿勢は、政府・電力会社などの推進派には全く見えません。あらためて司法の判断を、具体的に生かしていくために川内原発をはじめ各地の原発再稼働の動きを阻止する運動を、今大会でも強く訴えます。

川内原発の再稼働阻止に向けて現地では、10キロ以遠の要介護者の避難計画は策定不要との知事見解や原発に隣接するいちき串木野市での過半数を越す再稼働への反対署名などを受けて、防災計画の問題を中心に自治体へ働きかけを強めることが必要です。政府は、昨年12月以降、原子力防災会議も開いておらず、この問題に正面から向き合おうとしていません。現地の運動に連帯するとともに、同時に課題を全国化させるとりくみが重要です。

さようなら原発1000万人アクションは、再稼働阻止・フクシマ連帯を基本に、9月23日に全国集会を東京・代々木公園で行います。2011年の6万人集会、2012年の17万人集会に続く脱原発運動の最大結集を、この秋、川内原発の再稼働を前に目指します。暴走する安倍政権の原子力政策の流れを変えるためにも、全国からの結集をお願いします。

(3) 核燃料サイクルの破綻は明らか、いますぐ撤退を

六ヶ所再処理工場では、昨年12月の新規規制基準の導入により現在適合性の審査が行われています。この審査の過程で、地震や火山活動による再処理工場での重大事故の危険を改めてクローズアップさせる必要があります。技術上の欠陥や、原水禁と結んだ青森現地の持続した反対運動もあって、日本原燃はこれまで同工場の完成時期を20回も延期し、完成を今年10月の完工、来年3月には本格稼働と発表していますが、施設近傍の活断層の問題などで適合性審査が長期するとも言われ予定通りにいく状況にはありません。六ヶ所村の新村長も安全協定は原子力規制委員会の審査報告書が出てからの判断としており、さらに運転は先に延ばされようとしています。原発事故による全国の原発停止や高速増殖炉開発の頓挫などにより核燃料サイクル政策そのものが破綻し、プルトニウム利用の見通しはまったく立っていません。使い道のないプルトニウムを大量に作り出すことは、日本の潜在的核開発能力のポテンシャルを高め、核セキュリティ上も問題です。現在、国内外に約45トンものプルトニウムを抱え、海外からも問題視されています。現時点で余剰になったプルトニウムは今後一切利用せず、核拡散への抵抗性の高い状態で安全に国際管理することが不可欠です。

安倍政権は、先のエネルギー基本計画の中で、核燃料サイクルの推進を謳っていますが、破綻した核燃料サイクル計画の現実を広く明らかにしていく必要があります。日本政府は、余剰プルトニウムを持たないことを国際公約として掲げていますが、全原発が停止し、廃炉が増える一方で、原発の新規立地が困難な状況の中で、プルトニウムの使い道がないことは明らかです。国際的にもこの問題を強くアピールしていくことが求められています。原水禁世界大会でも核燃料サイクルと核拡散の問題を重点的に明らかにしていきます。

(4) 原発輸出に反対

原発輸出を成長戦略の目玉として掲げる安倍政権は、各国との原子力協定を積極的に推進し、原子力産業の延命をはかろうとしています。トルコとの協定では、日本が同意すれば、ウラン濃縮・使用済み核燃料再処理の技術移転も可能とされており、国際社会からは核拡散の面からも問題となっています。日本の原発は事故の検証を経て「世界で一番安全」という安倍首相の言葉は、何の根拠もなく、福島原発事故の原因究明も確定しない中で、地震大国トルコへの原発輸出は倫理的にも認められることではありません。今後も、原発の危険性とともにも核拡散の面からも追及していくことが必要です。インドやイスラエル、北朝鮮などの国々が、核の「平和利用」を手始めに「軍事利用」へも手を伸ばしてきた事実は、核技術という「機微技術」の輸出とともに核技術の「知識」の輸出でもあり、核兵器開発への可能性をつくり出すことを示しています。原発輸出問題は核兵器問題であり、その両方に反対することが、いまの核社会から脱却する重要な視点です。

(5) エネルギー政策の転換を

東京電力福島原子力発電所の事故以降、電気料金の上昇は止まりません。日本経済に与える影響を懸念する声も、原発推進派から上がっています。その理由には、原発が停止した分の電力供給を担う火力発電所が使用する石油や液化天然ガスなどの燃料代の高騰があげられています。そもそも、電気料金は消費者が選択する余地のない独占的価格とされてきました。そして、その中には莫大な原発立地に必要な費用が含まれていました。用地買収、地元対

策、献金を含む政治対策、宣伝・教育費用、そして原発建設費用、バックエンド事業（廃炉、放射性廃棄物処分など）への積み立てなど、単にエネルギーを生み出す費用以外の支出がどれほど積み上がっていたのか、このことは全く市民に知らされることはありませんでした。

電力各社が原発を再稼働させるために安全対策につき込んでいる費用は、電力10社（沖縄を除く）で2013年度に1兆6千億円弱であったものが、2014年7月には約1.4倍の2兆2千億円強となっています。この間の電力9社（沖縄・日本原電を除く）の火力発電に関わる燃料費の増加分は4000億円程度です。加えて2013年度の、北海道、中部、関西、中国、四国、九州の電力6社の経常赤字の総計は4,359億円となっています。2014年4月の電気料金は3カ月連続の値上げで過去最高額となり、その一つの理由は、燃料費の高騰とされています。しかし、原因がそれだけなのでしょうか。そのことをしっかりと見極めなくてはなりません。原発の維持・管理費に年間約1兆5千億円、電源開発促進税に年間約3,500億円も、止まったままの原発に投入し続けています。原発再稼働に拘泥するあまりに、電力料金を高めていないでしょうか、日本政府の原発容認の姿勢が、電力料金高騰の原因をつくっている側面はないでしょうか。脱原発への明確な方向を示し得ないことが、電力会社の既存原発維持負担を大きくし、それが電力料金の高騰に繋がっているのです。

この間、例えば電気を全く生んでいない日本原子力発電㈱へ、電力各社から1200億円が基本料金として支払われ、原発立地自治体へ31億円が電力会社から寄付される、原子力委員会の委員が所属するNPOへ1800万円が支出される、甘利経産大臣に対して電力各社が水面下で、年間平均数百万円に上るパーティー券を購入、中部電力による政界への裏金2億5000万円などと新聞報道がなされてきました。電力会社は、競争することなく一般市民が支払う電力料金で極めて安定的に経営されてきました。専門家チームの調査では、東京電力の工事の発注額は市場価格の2～5倍との報告もあります。電力料金の透明化をはかり、これまでの安易に電力料金の値上げに頼る企業体質の改善と、「原子力村」と言われる権力によった癒着構造を打破しなくてはなりません。

福島原発事故の損害賠償・除染・事故対策費は、11兆1千億円に達しています。これを考慮するだけで、石炭火力やLNG火力の発電費用を上回ることが、立命館大学の大島堅一教授らの研究によって明らかにされています。世界最大の核関連会社GEのジョン・イメルトCEOは、「今、本当にガスと風力の時代になってきている」「原子力を正当化するのは非常に難しい」「だから、ガスと風力が太陽光、そういうコンビネーションに世界の大部分の国が向かっていると思う」と発言しています。世界のビジネスは、原子力に見切りをつけていると言われています。日本政府が、将来に向けて脱原発の方針をしっかりと確立することが、自然エネルギーの推進と電力料金の安定、エネルギー供給の安定、温暖化防止につながるものと考えます。

6月11日、改正電気事業法が国会で可決成立しました。2016年度からは、自由に電力会社を選択することとなります。多くの会社が、電力小売業への参入を計画しています。2020年代の前半までには、全戸でスマートメーターの設置がおこなわれ、新しい電力サービスの進捗が予想されます。しかし一方では、送配電網の電力会社による独占状態は変わらず、再生可能エネルギー普及の妨げになったままです。そればかりか、電力自由化の下で原発と火力との競争力を維持するため、電力会社に無限責任がある今の原子力損害賠償法を改悪したり、巨額の建設費や安全対策費など固定資本の回収を容易にしたり、再稼働後に設備利用率を高められるよう保守・点検制度を緩和したり、原発新設すら可能になるよう支援制度を整えたりしようとする目論まれています。電力自由化に伴う一切の原発優遇措置を許さず、発送電分離と送配電網の公的管理を求め、一層の電力消費削減と再生可能エネルギーの普及を進めるべきです。そのためにも、東京電力の破産処理を断行し、国内最大の首都圏の電力市場を自由化し、発送電を分離し、送配電網の公的管理を実現することで電力自由化の重要な突破口とすることが重要です。

4. ヒバクシャの権利確立のとりくみ

(1) 被爆者の課題解決にむけて

ヒロシマ・ナガサキの被爆者の高齢化がいつそう進む中、長年の被爆者の悲願である「国家補償」を明記した「被爆者援護法」への改正、援護対策の充実を実現することが急務となっています。

被爆者の援護施策の充実を求める課題として、これまで原爆症認定問題が裁判闘争を中心にとりくまれてきました。その結果、被爆者団体と政府は解決にあたっての確認書が交わされ、「今後、裁判の場で争う必要のないよう、定期協議の場を通じて解決を図る」ことを確認しました。しかし、その後設置された「原爆症認定制度の在り方検

討会」が出した「新しい審査委の方針」は、本来法律の改正を伴う認定制度の抜本的な改善を目的としていたにもかかわらず、認定基準問題に矮小化し、司法判断と行政認定の乖離を解決しないまま至り、その後も次々に認定申請却下取り消し訴訟が相次いでいます。引き続き被団協が進める原爆症認定裁判などの運動に協力を深めていくことが必要です。

日本政府が未だに侵略戦争の責任を認めず、戦後補償の責任を果たそうとしない中、高齢化の進む在外被爆者の課題解決も急がれます。国内の被爆者援護から差別化された在外被爆者の援護は、国籍条項のない被爆者援護法の趣旨からも問題です。「被爆者はどこにいても被爆者」であり、差別のない援護の実現に向けてさらに運動を強化していかなければなりません。これまで政府は、被爆者健康手帳の交付、健康管理手当の支給、海外での原爆症認定申請など在外被爆者に関連する施策については、「裁判で負けた部分だけを手直しする」ことに終始し、被爆者援護法を適用しないという差別的なあり方を見直してきませんでした。

今年6月20日、在外被爆者への被爆者援護法に基づく医療費の支給が受けられなかったことを違法だとして医療費の支給申請を却下した大阪府の処分取り消しなどを求めた訴訟の控訴審判決で大阪高裁は、昨年10月の大阪地裁判決を支持し、「援護法に国内要件の明文規定は存在しない」とし「援護法の医療費支給の規定は在外被爆者にも適用される」として大阪府の処分取り消しを命じました。この判決は、在外被爆者と国内被爆者の差別的待遇の是正を行ってきた司法の流れに沿ったものです。しかし、今年3月25日には、長崎地裁でこの流れに逆行する差別的判決が出されています。大阪高裁が示した考え方を確定させなくてはなりません。国内の被爆者と同じく医療費が全額支給されることは、在外被爆者の願いであり、今後も在外被爆者への被爆者の平等な取り扱いに向けて、被爆者への連帯と運動を強化していきます。

同じく在外被爆者である在朝被爆者に対しては、これまで一切被爆者援護を実施していません。国交がないことを理由にしていますが、高齢化する在朝被爆者への援護が急がれています。日本の戦争責任・戦後補償が問われる問題でもあり、とりくみをいっそう強化する必要があります。この間、日朝間での対話が始まり、日本政府による北朝鮮への一部制裁解除の動きも出てきました。日朝間での関係改善の動きをとらえて、在朝被爆者の差別なき援護を求める動きも強化していくことが必要です。

被爆体験者裁判は第一陣(395人)訴訟が一昨年6月の長崎地裁第一審での不当判決により敗訴となりましたが、直ちに控訴して、現在、福岡高裁で争われています。また、第二陣(164人)も厳しい状況にもかかわらず、長崎地裁に「被爆体験者は被爆者だ」と提訴し闘いを拡大させています。特に裁判で原告が主張した残留放射能による被ばくの問題の軽視や行政区域だけで被爆者かそうでないかを区切るのは、今後の福島原発事故の被災者の問題にもつながるもので、許すことはできません。このことの問題性を広く訴えることが重要となっています。引き続き裁判支援とともに課題解決に向けたとりくみを強化していかなければなりません。広島・長崎の「黒い雨」地域の課題も近年明らかになってきました。被害の実態を明らかにさせ、援護の強化を訴えることが必要です。

また、被爆二世・三世は、健康不安の問題、原爆放射線の遺伝的影響があるのではないかという問題、社会的差別や偏見等の問題を抱えています。被爆者援護法の枠外に置かれています。原水禁世界大会に参加する全国被爆二世団体連絡協議会は、このような被爆二世問題の解決のために、国家補償と被爆二世への適用を明記した「被爆者援護法」の改正を要求してきました。そして、被爆二世が高齢化していることを踏まえ、喫緊の課題として「被爆二世健康診断」へのガン検診の追加を要求しています。今大会でも二世・三世問題を取り上げ、課題の認識を広げ、引き続き全国被爆二世協との協力を強化し、運動と権利の前進に向けて取り組みの強化を図ります。

国による被爆者援護に対する消極的姿勢は、国が「原爆の被害を過小に見せたいがため」にあり、原爆被害を根本から補償しようという立場にないことにあります。ヒロシマ・ナガサキの被爆者に対して十分な補償をさせることは、福島の被災者に対しても補償を充実させることにつながるものと捉え、一つひとつ解決していかなければなりません。

(2) 福島原発事故の被害者、被ばく労働者への支援・連帯を

東京電力福島第一原発事故から3年5ヶ月を迎えますが、事故はいまだ収束していません。発熱し続ける溶融燃料塊は冷却し続けねばならず、放射能の地下水、海水、大気への漏洩が続き、「汚染水問題」の対策のメドもたっていません。

事故によって大量に放出された放射能による汚染地域(「放射線管理区域」レベルの汚染地)は、福島県にとど

まらず周辺県にも広がり、約 400 万人もの人々が放射能と向き合いながらの生活をしいられています。原発周辺の高濃度汚染地域から避難している人々、避難指示の出されなかった地域からの「自主避難者」、あわせて約 13 万人（2014 年 5 月）が未だに福島県内外で先の見えない避難生活を送っています。長引く避難生活の中での心身の健康悪化、生活困難も深刻です。そのような中、政府は、年 20mSv 以下の旧避難区域への住民の帰還を一方的に進めようとしています。福島県では今年に入って「震災関連死」（実際には「原発事故関連死」。2 月末で 1664 人。）が直接死を上回りました。被災者間の分断、除染問題、中間貯蔵施設の設置、等々、被災地の問題は多岐にわたり、複雑化しています。被災地では、東電に対する賠償を求め、「原子力損害賠償紛争解決センター」（ADR）への申し立てや裁判の取り組みが被災者の運動として進められています。「原発事故さえなければ」「元の生活を返せ！」というのは、被災者の切実な思いです。

事故原発の過酷な現場で収束作業にあてっている被ばく労働者、汚染地域で除染作業等に従事する被ばく労働者も事故による被害者です。第一原発で働く労働者は、すでに 3 万 5 千人を超え（2014 年 6 月現在）、その多くは被災住民でもあり、労働現場と居住場所の両方で被ばくしているのです。雇用形態の多重構造の中で、給料のピンはねや、規則違反も含む劣悪な労働条件の押しつけなども起こっています。被ばくの低減とともに、安全な労働環境の整備、健康管理を求めていくことが必要です。

私たちは、事故を起こした東電の責任はもちろんのこと、国策として進めた原発によってこのような重大事故を招き、多くの人々を被ばくさせた国の責任を厳しく問わなければなりません。政府は、その責任を認め謝罪すべきです。その反省の上に、原発維持・推進政策をやめ脱原発へ転換すべきです。

どんな低線量の被ばくでも被ばく量に応じた健康へのリスクがあり、被ばくによる健康影響には「しきい値」がないことは、広島・長崎の原爆者の健康調査からも明らかになっています。日本政府は、そのような被爆者の被害のデータを、福島事故の被害者への支援策にいかすべきです。すでに、浪江町などの被災自治体は、町として住民に「健康手帳」を配布し、さらに国に対して「被爆者援護法に準じた法整備」要請しています。政府は、全ての被害者住民（全ての福島県民及び周辺県の汚染地域住民、「自主避難者」も含む）と被ばく労働者の、健康と命を守り、生活を支援する具体的施策として「被爆者援護法」に準じた法整備を行い、国の責任で「健康手帳」の交付、無料の検診と医療支援、生活支援等を行うべきです。さらに「国家補償」にもとづく、全般的な原発被災者の支援に向けて進むべきです。私たちは、広島・長崎の原爆被爆者の運動の経験を、福島事故の被害者支援にいかし、運動を前進させましょう。

福島県の「県民健康調査」では、事故当時 18 歳以下の子どもたちについて、今年 3 月末までに、約 30 万人の甲状腺超音波検査がなされ、90 名の子どもたちが「悪性または悪性疑い」と診断され、51 名がすでに手術を受けたことが報告されています。（会津地方も含む全ての検査結果は 8 月頃に公表される予定。）国は事故直後に SPEEDI の情報活用とあわせて、早急に住民の甲状腺被ばくを調査し、必要な防護策を講じるべきだったし、放射性ヨウ素（I131）が減衰する前に実測に基づいて甲状腺被ばく量を推定することが、今後の影響評価に決定的に重要だったにもかかわらず、それを行いませんでした。このように適切な測定をやらなかった国の責任は重大です。放射性ヨウ素の吸入や経口摂取の機会があり、ほとんどの人々がその後も汚染地で被ばくし続けているという事実がある以上、これまでに「ガンまたは疑い」と診断されている人々について、事故による被ばくがガンの発症の要因となっている可能性は否定できません。「事故による被ばくの影響ではない」と断言するのは、科学的に誤りです。「甲状腺ガン・疑い」の診断や手術を受けた人々以外にも、1000 名以上が通常診療での経過観察が必要とされ、心身の負担、経済的負担が生じています。二次検査以降の経過観察・検査、手術とその後の治療・経過観察は保険診療で行われ、県の「子育て支援」による医療支援のない 19 歳以上では経済的負担も生じ、事態は深刻です。原発事故がなければ、症状もない 30 万人もの子どもたちに超音波検査を行う必要はなく、これだけ多くの子どもたちが甲状腺ガン・疑い、要経過観察との診断を受ける事はなかったのです。「被ばくによる影響ではない」とは言えない以上、「国策による原発推進が招いた重大事故による被害」として認めるべきです。少なくとも 19 歳以上の甲状腺疾患による医療支援について、早急に行うよう政府に強く求めていきましょう。

被災地の厳しい現実にもかかわらず政府は、事故の被ばくによる今後の健康影響は「認識できない」とする国連科学委員会（UNSCEAR）の国際機関の見解などを根拠に、被災者支援を切り捨てようとしています。そして被災地では、現実にある放射能汚染や被ばくの問題を避けて、上べだけの「復興」を叫ぶ風潮も広がっています。その一方で、政府、電力会社と原発関連企業は、全国の原発の再稼働や原発輸出を進めようとしているのです。原発を維

持・推進するために、福島事故が「風化」させられ、事故被害者への施策がないがしろにされているのです。福島事故被害の現実を直視し、その実態を全国に伝え広げ、再稼働反対に取り組む全国の脱原発運動を結んで福島事故被害者支援を全国運動で取り組みましょう。

(3) 差別と抑圧の中の核被害者との援護・連帯

世界に広がる核被害者との連携も原水禁運動の重要な課題として長年取り組んできました。核の「軍事利用」や「商業利用」で生まれるあらゆる国のあらゆる核被害者との援護・連帯を求めてきました。アメリカやフランスの核実験被害者やウラン採掘での被害者、チェルノブイリなどの原発事故での被害者などこれまで連携を深めてきました。今回の原水禁世界大会でもウラン採掘の核被害者（アメリカ）を招き、核開発の最初の段階から、核のレイシズムともいわれる差別と人権抑圧の下で、先住民に放射能汚染と被ばくが押し付けられてきた実態を訴えています。さらに、日本企業が原発推進のために先住民の聖地で新たなウラン鉱山を開発しようとしていることを糾弾しています。私たちはそのような先住民の核被害者と連帯し、日本の脱原発と結んで日本企業による新たなウラン採掘にも反対していかなければなりません。

核社会のもたらす負の影響は、あらためて原水禁運動が訴える「核と人類は共存できない」ことを強く再認識させるものです。これ以上核被害の拡大は許してはなりません。差別と抑圧の中におかれている核被害者との援護・連帯をさらに強めていくことが私たち原水禁運動に求められています。

5. おわりに

「核と人類は共存できない」と核絶対否定の理念を訴え、長年にわたって原水禁は主張し闘ってきました。ビキニ事件に始まる私たちの運動は、ヒロシマ・ナガサキの悲劇と向き合い、すべての国のすべての「核」を否定し、何ものにも迎合することなく闘ってきました。非常に悲しいことですが、東京電力福島第一原発の事故は、核兵器だけではなく原発も「人類とは共存できない」ことをまざまざと示しました。今こそ私たち原水禁の主張のあらためて力強く世界に発信しましょう。

原水禁は、大江健三郎さんなど9人の呼びかけで始まった「さようなら原発 1000 万人アクション」の様々なとりくみ、全国各地の行動、そして多くの「脱原発」を求める市民との連帯を最も大切なものとして支えてきました。市民の心は、これまでの原水禁運動の主張とともにあると確信し、これからもともに歩んでいきます。

さらに暴走する安倍政権の戦争への道を許さないことも、平和を求める原水禁運動にとって喫緊の課題です。同じ大江健三郎さんらの呼びかける「戦争させない 1000 人委員会」にも連携し、戦争策動を許さず憲法と平和を守る運動を強化していかなければなりません。「平和か、戦争か」が鋭く問われているいま、私たちの運動の真価が問われています。

「核」をめぐる状況が「フクシマ」によって大きく変わろうとしています。自国の豊かさを求めてエネルギーや資源を大量に消費する世界、そして資源を収奪しあう世界、そのために核抑止を背景に対立する世界を、その中で失われる「命」を見つめなくてはなりません。対立から共存へ、人間の安全保障を求めて、略奪と貧困から「命」を救い、世界の人々の生存権を回復し確立するとりくみが求められます。「ヒロシマ・ナガサキ」そして「フクシマ」から、想像力を広げ、平和と安全そして新しい生き方と社会を求めていきましょう。

あらためて「フクシマを核時代の終わりの始まり」にしましょう。そして平和を求めて「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・フクシマ、ノーモア・ウォー、ノーモア・ヒバクシャ」を世界に高らかに訴えます。

※文中での「フクシマ」は、福島県民に限定することなく、東京電力福島第一原発事故の実態、県内・県外を問わず事故による被害、被害を受けている人々などの総体を表しています。